

# 八丈町農業委員会

## 第4回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

平成30年7月23日(月)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：平成30年7月23日(月) 15:00～17:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	菊池 寛
会長職務代理者	13	山下 譽	〃	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	〃	8	沖山 宗春
〃	2	伊勢崎 武二	〃	9	青木 保憲
〃	3	浅沼 實	〃	10	浅沼 大二郎
〃	4	浅沼 博之	〃	11	菊池 勝男
〃	5	菊池 國仁	〃	12	奥山 完己

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	奥山 利平	委員	5	菊池 睦男
〃	2	大澤 正雄	〃	6	笹本 守彦
〃	3	浅沼 隆章	〃	7	加藤 純生
〃	4	浅沼 孝教			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：7番 菊池 家守委員、8番 沖山 宗春委員

8. 議事

- 1) 報告第1号 会長活動報告
- 2) 報告第2号 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）
- 5) 議案第3号 榊等の農産物の認定について
- 6) 報告第3号 前回総会の経過

9. 出席事務局職員：事務局長 沖山 昇、次長 金川 智亜樹、主査 佐々木 恒

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：3名

11. 農業委員会等に関する法律第43条による出席者：2名

12. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 ただいまから八丈町農業委員会第4回総会を開催いたします。まず、会議録署名委員で7番菊池 家司委員、8番沖山 宗春委員お願いいたします。次に会長活動報告を行います。

会長 《会長活動報告》

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 《事務局長活動報告》

議長 それでは議件の方に移って参ります。

議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局説明願います。

主査 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

平成30年7月23日提出

八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1、農地の所在・大字●●●番、登記・畑、現況・畑、農振区分・農振外、面積・573㎡、

合計筆数は1筆となり合計面積は573㎡となり、有償での譲渡とのことです。

譲渡人・●●●●は相続に至った農地について、耕作見込みがない状況、隣接宅地並びに住宅と合わせ、当筆を譲り渡す。

譲受人・●●●●は申請地を購入し、農地として有効利用していく。

作付予定作物は、オクラ他野菜類の耕作を計画されておられます

参考までの売買価格として隣接宅地・建物合わせて●●●万での取引行うとのことです。

番号2案件の2筆に関しましては 譲渡人、譲受人、同一の方のため、合計面積まで読み上げた後、権利種別等を読み上げてまいります。

番号2、農地の所在・大字●●●番を①の筆としております、登記・畑、現況・畑 農振区分・農振外、面積・689㎡、次の筆に移ります。

農地の所在・大字●●●番を②の筆としております、登記・畑、現況・畑、  
農振区分・農振外、面積 137 m<sup>2</sup>  
合計筆数 2 筆となり、合計面積は 826 m<sup>2</sup>、有償での譲渡とのことです。

譲渡人・●●●●は相続に至った農地について、耕作出来る見込みがないため、譲り渡  
す。

譲受人・●●●●は譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物は、ロベレニー（露地）の耕作を計画されておられます。

参考までの売買価格として 2 筆合わせて●●●万での取引行うとのことです。

の耕作を計画されておられます

続きまして、申請地の説明に移ってまいります。…

【各申請地順路等説明】

主査 最後に許可要件について説明します。

番号 1 農地の譲受人につきましては、対象地隣接宅地建物を合わせて譲り受けたいとのこ  
とで、今回ご相談がありました。

譲受人は八丈に移住されて来られてから 10 年程経過され、島での生活、家庭菜園による  
野菜作りの経験を積んでこられたことを伺っております。事務局からは、畑を取得される  
ということは営農が条件であること、畑の管理整備を行わなければならないことを伝え、150  
日以上農業従事要件も併せてお伝えさせていただいております。今回譲受人はお伝えした  
要件を了承し、夫婦で夏野菜類、芋類を手掛けていきたいとの意向をいただきました。地域  
に根付いてこられた方ですので、刈払機は所持され、トラクターの借用先も目途がついて  
いることを伺っておりますので、取得予定面積からの全部利用効率、常時従事要件は満たされ  
るものと事務局では見込んでおります。

下限面積については今回取得により下限 1 アールを超えますので問題ありません。

最後の地域との調和に関しましても周囲に調和した農業を行っていきたいとのことです。

番号 2 農地の譲受人につきましては、認定農業者の方ですので問題ないものと見込まれま  
すが、番号 2 の②の筆が狭小なため一応の確認をさせていただきましたところ、道を挟んだ  
向かいに存在する宅地・建物も今後譲り受ける予定を伺っており、今回の 3 条対象地につ  
いては、まずは椎の木等の伐採・整地等の筆事態の整備をしてから畑として使っていき  
たいとお話しを伺っております。説明は以上となります

議長 説明が終わりました。それではそれぞれの農地につきまして、推進委員と農業委員から補足  
説明がございましたら意見とともに伺って参りたいと思いますので、番号 1 農地に関しまし  
て、地区推進委員 2 番から意見を伺いたいと思います。2 番推進委員お願いします。

推進委員 2 番 はい。事務局の説明どおり問題ないと思います。畑自体未だきれいに整備されている状況  
ですので、譲受人が農地管理を引き継いで頑張ってくださいと願っております。

議長 続きまして、農業委員からの意見伺いたいと思います 7 番委員お願いします。

農業委員 7 番 推進委員同様、事務局説明のとおりで許可するに問題ないと捉えておりますので、よろしくをお願いします。

議長 はい。それでは、番号 2 に関しましては、まずは地区の推進委員 1 番よりご意見ををお願いします。

推進委員 1 番 番号 2 に関します譲受人は、ロベレニーの共撰共販農家として優れたロベレニー栽培管理の技術をお持ちの方ですので、許可するに問題ないものと思います。②の狭小の筆につきましても、畑として活用できるものと私は見立てておりますので、許可するに問題ないものと捉えております。

議長 はい。それでは、番号 2 農地について、農業委員 3 番よりご意見ををお願いします。

農業委員 3 番 推進委員と全く同様の意見です。許可いただけるようよろしくお願いいたします。

議長 わかりました。では議案第 1 号に関しまして、ほかに委員方からなにかご意見や説明、ご質問等ございますか。

……ご意見等なければ議案第 1 号について、許可することにご異議ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 1 号については許可することに決しました。

続きまして議案第 2 号に移ります。

議案第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）」を上程いたします。事務局説明願います。

主査 はい。議案第 2 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

平成 30 年 7 月 23 日提出

八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号 1 案件の 2 筆に関しましては 利用権設定する方、受ける方、同一の方のため、利用権を設定する農用地合計面積まで読み上げた後、

内容、利用権を設定する者、設定を受ける者の順に読み上げてまいります。

番号 1、農地の所在・大字●●●番を①の筆としております。登記・山林、現況・畑、農振区分・農用内、面積 3,068 m<sup>2</sup>次の筆に移ります。

農地の所在・大字●●●番を②の筆としております。登記・山林、現況・畑、

農振区分・農用内、面積 4,406 m<sup>2</sup>、合計筆数は 2 筆となり、合計面積は 7,474 m<sup>2</sup>となります。

内容といたしましては新規での設定取扱いとなります。

利用権を設定する者・●●●●

利用権設定を受ける者・●●●●●

利用目的はアシタバとの計画です。設定期間は H30. 8. 1 から 6 年間の設定ですので満了日は H36. 7. 31 となります。

年間賃借料は無償となっております。

番号 2、農地の所在・大字●●●番、登記・山林、現況・畑、農振区分・農振外面積 3, 325 m<sup>2</sup>合計筆数 1 筆となり合計面積は 3, 325 m<sup>2</sup>

内容といたしましては新規での設定取扱いとなります。

利用権を設定する者・●●●●

利用権設定を受ける者・●●●●●

利用目的はアシタバとの計画です。設定期間は H30. 8. 1 から 6 年間の設定ですので満了日は H36. 7. 31 となります。

年間賃借料は無償となっております。

番号 3 案件の 2 筆に関しましては 利用権設定する方、受ける方、同一の方のため、利用権を設定する農用地合計面積まで読み上げた後、内容、利用権を設定する者、設定を受ける者の順に読み上げてまいります。

番号 3、農地の所在・大字●●●番を①の筆としております、登記・畑、現況・畑、農振区分・農用内、面積・967 m<sup>2</sup>、次の筆に移ります。

農地の所在・大字●●●番を②の筆としております、登記・畑、現況・畑、農振区分・農用内、面積・376 m<sup>2</sup>、合計筆数 2 筆となり合計面積は 1, 343 m<sup>2</sup>となります。

内容といたしましては新規での設定取扱いとなります。

利用権を設定する者・●●●●

利用権設定を受ける者・●●●●●

利用目的はアシタバとの計画です。設定期間は H30. 8. 1 から 7 年間の設定ですので満了日は H37. 7. 31 となります。年間賃借料は年 40, 000 円となっております。

つぎのページへ移ります。…

番号 4、農地の所在・大字●●●番、登記・畑、現況・畑、農振区分・農用内、面積・692 m<sup>2</sup>、合計筆数 1 筆となり合計面積は 692 m<sup>2</sup>

内容といたしましては新規での設定取扱いとなります。

利用権を設定する者・●●●●

利用権設定を受ける者・●●●●●

利用目的はアシタバとの計画です。設定期間は H30. 8. 1 から 7 年間の設定ですので満了日は H37. 7. 31 となります。

年間賃借料は年 20, 000 円となっております。

番号 5、農地の所在・大字●●●番、登記・畑、現況・畑、農振区分・農振外面積・1, 914 m<sup>2</sup>、合計筆数 1 筆となり合計面積は 1, 914 m<sup>2</sup>

内容といたしましては更新での設定取扱いとなります。

利用権を設定する者・●●●●

利用権設定を受ける者・●●●●●

利用目的はアシタバとの計画です。設定期間は H30. 8. 1 から 3 年間の設定ですので満了日は H33. 7. 31 となります。

年間賃借料は年 30,000 円となっております。

番号 6 案件の 2 筆に関しましては 利用権設定する方、受ける方、同一の方のため、利用権を設定する農用地合計面積まで読み上げた後、

内容、利用権を設定する者、設定を受ける者の順に読み上げてまいります。

番号 6、農地の所在・大字●●●番を①の筆としております、登記・畑、現況・畑、農振区分・農用内、面積・3,112 m<sup>2</sup>、次の筆に移ります。

農地の所在・大字●●●番を②の筆としております、登記・畑、現況・畑、農振区分・農用外、面積・838 m<sup>2</sup>、合計筆数 2 筆となり合計面積は 3,950 m<sup>2</sup>となります。

内容といたしましては新規での設定取扱いとなります

利用権を設定する者・●●●●

利用権設定を受ける者・●●●●

利用目的はアシタバとの計画です。設定期間は H30. 8. 1 から 6 年間の設定ですので満了日は H36. 7. 31 となります。

年間賃借料は無償となっております。

つぎのページへ移ります。

番号 7 案件の 4 筆に関しましても 利用権設定する方、受ける方、同一の方のため、利用権を設定する農用地合計面積まで読み上げた後、内容、利用権を設定する者、設定を受ける者の順に読み上げてまいります。

番号 7、農地の所在・大字●●●番を①の筆としております、登記・畑、現況・畑、農振区分・農用外、面積・987 m<sup>2</sup>、次の筆に移ります。

農地の所在・大字●●●番を②の筆としております、登記・畑、現況・畑、農振区分・農用外、面積・1,772 m<sup>2</sup>、次の筆に移ります。

農地の所在・大字●●●番を③の筆としております、登記・畑、現況・畑、農振区分・農用外、面積・732 m<sup>2</sup>、次の筆に移ります。

農地の所在、大字●●●番を④の筆としております、登記・畑、現況・畑、農振区分・農振外、面積・634 m<sup>2</sup>、合計筆数 4 筆となり合計面積は 4,125 m<sup>2</sup>となります。

内容といたしましては新規での設定取扱いとなります

利用権を設定する者・●●●●

利用権設定を受ける者・●●●●

利用目的はサトイモオクラとの計画です。設定期間は H30. 8. 1 から 10 年間の設定ですので満了日は H40. 7. 31 となります。

年間賃借料は無償となっております。

番号 8 案件の 2 筆につきましても、利用権設定する方、受ける方、同一の方のため、利用権を設定する農用地合計面積まで読み上げた後、内容、利用権を設定する者、設定を受ける者の順に読み上げてまいります。

番号 8、農地の所在・大字●●●番を①の筆としております、登記・畑、現況・畑、農振区分・農振外、面積・1,384 m<sup>2</sup>、次の筆に移ります。

農地の所在・大字●●●番を②の筆としております、登記・畑、現況・畑、  
農振区分・農振外、面積・807㎡、合計筆数2筆となり合計面積は2,191㎡となります。  
内容といたしましては新規での設定取扱いとなります

利用権を設定する者・●●●●

利用権設定を受ける者・●●●●

利用目的はアシタバとの計画です。設定期間はH30.8.1から5年間の設定ですので満了日はH35.7.31となります。

年間賃借料は無償となっております。

つぎにそれぞれの対象地説明に移って参ります…。

#### 【各対象地順路等説明】

主査 最後に要件について説明します。最後に利用権設定を受ける方について説明させていただきます。番号1～7まで案件の利用権設定を受ける方に関しましては、それぞれ認定農業者の方として日々営農されておられますし、大規模な造成を要する筆については農地再生の事業対象ということで開墾整備計画が備わっておりますので、承認に問題無いものかと思っております。

番号8農地の利用権設定を受ける方につきましては、新規就農者となります。この方は三重県の農業生産法人に1年半勤務され、更なる農業経営知識の向上のため、日本農業経営大学という社会人スクールを2年間受講される間、神奈川県や神津島、八丈の農家手伝いにも携わってこられた経緯を伺っております。この度、八丈で独立したアシタバ営農を開始したいとのことで、組合のアシタバ部会に加入され、2番委員に農地の仲介いただいたことで当議案に至っております。

まず竹林化している①の筆から、開墾していき、徐々に今回もう一つの借受予定地である②の筆を手掛けていく手順を伺っています、全部効率利用に関わることで労働力は60代の父親が営農へ協力するとのことです。また開墾するための機械操作のために、本人ユンボの免許をこの8月を目途に取得したいとのことで、順番的にも①の筆の農地開墾整備から②の農地開墾になるものと見込まれます。計画的には多少時間を要するものの全部効率利用要件は満たされる計画となっております。常時従事は専業農家になるため、全く問題ないものと思われま。事務局からの説明は以上となります。

議長 はい。では今回の議案は、筆数多いのですが、案件番号順に、各地の農業委員と推進委員からご意見いただけたらと思っておりますので、よろしく申し上げます。

では早速、番号1の農地に関しまして、地区推進委員6番から意見を伺いたいと思えます。6番推進委員申し上げます。

推進委員6番 はい。所有者の方は、対象地を耕作に用いる予定がないとのことで、利用権設定を受ける方から土地の借用お願いされ、今回案件に挙がってきているようです。利用権設定を受ける方につきましてはアシタバ農家として存分な耕作力をお持ちと捉えておりますので、承認することに問題ないものと思われま。



議長 はい。では地区農業委員からの意見を伺いたいと思います。1番委員お願いします。

農業委員1番 はい。当事者双方からお話しを伺いまして、推進委員も述べられていたとおりですので、承認するに問題ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

議長 では次は番号2の案件につきましては地区推進委員5番から意見を伺いたいと思います。5番推進委員お願いします。

推進委員5番 所有者、利用権設定を受ける方共に承認することに問題ないものと思われます。

議長 はい。では地区農業委員からの意見を伺いたいと思います。6番委員お願いします。

農業委員6番 利用権設定を受ける方は所有者の甥っ子にあたる関係性でして、若い農業経営者として期待しております。承認をよろしくお願いいたします。

議長 では次は番号3の案件につきましては地区推進委員6番から意見を伺いたいと思います。6番推進委員お願いします。

推進委員6番 はい。所有者の方は、島外在住の方です。対して利用権設定を受ける方はアシタバ耕作に励まれ経営地拡大したいとのことで、話しが親戚ツテでまとまったようです。島内農家が農地を活用することに何も異論なく、承認することに問題ないものと思われます。

議長 はい。では地区農業委員からの意見を伺いたいと思います。2番委員お願いします。

農業委員2番 はい。次の番号4案件所有者と番号3案件所有者が親戚筋になるらしく番号4案件所有者の邸宅を本件利用権設定を受ける方が建築を請け負ったことで、人間関係の繋がりが構築されていったようです。本件の土地の所有者は推進委員の説明どおり、島外在住で所有地の活用が出来ない状況につき、活用できるのであれば活用していただきたいとのことで、話しがまとまったようです。利用権設定を受ける方は農協のアシタバ部会にも入会して加工品用のアシタバを栽培出荷されておりますが、今後は生葉の出荷も手掛けていきたいとの意向で、そのためには、生葉用の耕作地を坂上地域に設けたいとのことでした。これまでの出荷生産からも承認するに問題ない案件と思われますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 はい。では続きまして、次は番号4の案件につきましても同地区となりますので、地区推進委員6番から意見を伺いたいと思います。6番推進委員お願いします。

推進委員6番 はい。所有者の方は、酒造業を営んでおりまして、畑の耕作の方に手が回らないとのことで2番農業委員からお話しいただきました人間関係に基づき利用権設定の話しがまとまったようです。遊休農地化を減らすべく、承認することに問題ないものと思われます。

議長 はい。では農業委員からの意見を伺いたいと思います。2番委員お願いします。

農業委員 2番 はい。大筋は番号3案件にてご説明させていただいた関係性で取り持たれるに至った案件でして、この対象地は、従前親戚に管理をお願いしていたようですが、その方も高齢になり、管理が行き届かなくなってきた状況とのことで、現状竹藪化しております。対象地の耕作にあたっては所有者が隣接所有される宅地自宅前を通ってもらうことになってしまいますが、そちらも所有者了承済みでの案件となりますので、問題無く承認いただければと思います。

議長 はい。案件移りまして番号5について意見をいただきたいと思います。地区推進委員5番から意見を伺いたいと思います。5番推進委員お願いします。

推進委員 5番 所有者、利用権設定を受ける方共に更新案件ということもあり、承認することに問題ないものと思われれます。

議長 はい。では続いて農業委員からの意見を伺いたいと思います。6番委員お願いします。

農業委員 6番 所有者島外在住とのことで、耕作できない状況かと見込まれます。島内農業者が正規な手続き踏まえて活用されることは大変結構なことだと思います。承認をよろしく願いいたします。

議長 では次の案件移りまして番号6について意見をいただきたいと思います。地区推進委員1番から意見ををお願いします。

推進委員 5番 所有者、利用権設定を受ける方共に農業振興自主グループに在籍しておられ、ともに情報交換を行い経営拡大に向けて活動しているようです。2人の関係性及び利用権設定を受ける方の農業の実績から承認に問題ないものと思われれます。

議長 はい。では続いて農業委員からの意見を伺いたいと思います。3番委員お願いします。

農業委員 3番 推進委員の意見どおりで承認することに全く問題ないと思います。利用権設定受ける方が頑張って耕作いただければと思います。

議長 ではここまでで、一旦区切らせていただき、本議案番号1~6の各案件につきまして質問意見が他にございましたら挙手願います。

農業委員 2番 一つお願いがございます。

議長 はい。農業委員2番どうぞ。

農業委員 2 番 これから承認されることになるであろう各筆、については開墾整備が進められていくことになろうかと思込まれますが、伐採木等をきちんと処理するよう指導いただけたらと思います。

処理せず筆内の隅に積み上げて、周囲の環境に悪影響を与えることが無いよう各者に伝えていただくようお願い申し上げます。

議長 わかりました。ほかに質問意見が他にございましたら挙手願います。

……ご質問意見なければ番号 1～6 までの案件を承認することにご異議ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 議案第 2 号番号 1～6 の各案件につきましては承認することと決しました。それでは議案第 2 号の番号 7 の案件についてですが、本件に直接関係いたします委員がおりますので、関係者となる委員は一度議場を退出願います。

…【委員 1 名退出】…

議長 それでは改めて議案第 2 号番号 7 の案件につきまして、意見を求めたいと思いますので推進委員 2 番からの意見をまずはお願いします。

推進委員 2 番 利用権設定を受ける方からお話し聞いてみたところ計画性も、耕作意欲も高いようです。まだまだ若く元気な農業者で、頑張っただけ対象地を耕作いただけたらと思いますので、承認いただけるようよろしくお願いいたします。

議長 はい。では続いて農業委員からの意見を伺いたいと思います。13 番委員お願いします。

農業委員 13 番 はい。現在の所有者は、農業従事できない環境に身を置かれている立場であります。所有者のお父さんは息子さんのために、所有地にロベレニーを植えられてきていたそうですが、そのお父さんが亡くなられてからは、息子さんが農業従事できない状況であったために、親戚筋に畑の管理をおまかせしていたようです。ただその親戚筋におかれましても高齢となり、畑の整備管理をすることが難しくなってきたようで、それならば意欲ある方に利用してもらい畑の管理をして欲しいとの思いで、今回の利用権設定に至ったようです。

所有者は農業従事できる立場になれば、改めて所有地を活用して営農していきたい思いがあるようですので、遊休地化し始めている農地を活用してもらうことは有意義なことかと思ひます。承認いただけるようお願いいたします。

議長 はい。ではほかにご意見等ございましたら伺って参りますがいかがでしょうか。

…無いようでしたら第 2 号番号 7 案件に関しまして、承認することにご異議ございませんか

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 2 号番号 7 については承認することに決しました。事務局は退出された委員に結果と、自席に戻られるよう伝えてください。

…【委員 1 名入場】…

議長 では改めまして議案第 2 号の最後となります番号 8 案件に関しまして意見を求めたいと思います。推進委員 6 番からの意見をまずはお願いします。

推進委員 5 番 所有者の方は高齢で農業従事が難しくなっているものと感じております。利用権設定を受ける方は島外から来られた方ですが、若さがありますので承認されても問題ないのではと思っております。

議長 はい。では農業委員からの意見を伺います。2 番委員お願いします。

農業委員 2 番 所有者の方は推進委員から説明あったように高齢で、少し前に旦那さんが亡くなられてからは耕作規模を縮小し、娘さんと所有地での小規模な耕作を続けている状況のようです。

利用権設定を受ける方に関しましては、島外よりお父さんと移住されてこられ、つい最近では島内アシタバ農家のアルバイトとしても勤めていたようです。

農業関係の学校を卒業しているようで、アシタバを題材にした論文も書き上げたことを伺っておりますので、知識は相当にあるものと感じております。ただ、実際に耕作するとなると「知識」は机上の空論でしかなかったことも往々にしてあるものです。

今回の案件につきましては、町より新規就農希望者として、利用権設定を受ける方がアシタバ耕作による就農開始を考えていることの相談を受けたことから、端に発しております。

私の指導といたしましては、まずは農協のアシタバ部会に加入し、技術と人脈を蓄えられるよう助言いたしました。その後、その新規就農希望者が部会加入後は、私が農地の相談に乗るようになり、今回の案件へと結びついております。

今回利用権設定を受ける新規就農希望者の方は、まだまだ経営地確保いたしたいようでしたが、実績を持たない状況では、私も周囲の関係者からも経営地拡大の同意は得られないであろうと説得した次第です。

取り敢えずは今回対象地を経営地として、営農技術の確認と実績を積みせられればと考えておりますので、ご承認いただけるよう皆様お願いいたします。

議長 ますますのご指導を期待しております。では、他の委員方からのご質問やご意見等はいかがでしょうか。

……ご意見等なければ議案第 1 号について、許可することにご異議ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 議案第 2 号番号 8 案件につきましては承認することと決しました。これにて議案第 2 号の全ての案件は承認することとなります。議事を次の議案へと移したいと思っております。

議案第 3 号「榊等の農産物の認定について」事務局より説明願います。

主査 はい。議案第 3 号 榊等の農産物認定について上記議案を提出する。

平成 30 年 7 月 23 日 八丈町農業委員会会長 沖山 慶孝

前月の総会にて協議事項として上程いたしました本件につきまして、当月視察を以って八

丈町農業委員会として、八丈における「農産物」及び「農業」の枠組みに「榊栽培」・「菌床栽培」を取り入れることをお諮りいただきたく、議案として提出いたしました。

林業分野の生産品として取り扱われる他県市町村もあろうかと思われ、サカキとシイタケを含めた菌床栽培についてですが、東京都、八丈においてサカキは農産物として認識が固まっているものと見込まれますが、農業の定義である土地の肥培管理に基づき収穫される産物としてのサカキを、町としては正式な農業の枠組みに取り入れ、農業担い手として受けられる支援諸制度が円滑に活用できるように進めていきたいと考えています。

また菌床栽培については、試験的に農地及び農業用施設並びに農業用資材を用いての栽培と成果を挙げているため、今後眠っている農地が有効利用できるよう、農業の枠組みに取り入れ、地域の農業収益向上が図られるよう進めていきたいと町では考えており、サカキと合わせて前月農業委員会総会にて、一度協議に挙げさせていただいている状況でございます。

このあと農業会議事務局長よりお話し触れるかもしれませんが、昨今農地法の改正の動きにより底地全面コンクリート打ち込み施設も農地として認められる方向がありますので、先ほどの視察先の菌床栽培生産者からは、「農業として経営が認められれば、支援制度も活用して生産・販売力を伸ばしていきたいですし、法改正が整備されれば、施設のコンクリ打ちも将来的には考えていきたい」とのお話しも伺っております。

農業の枠組みとすることで、八丈もたらされる恩恵の可能性としては、前月よりお配りしております資料末尾に「効果・可能性」のところに掲載しておりますので本日の現地視察も加味していただき、お諮りいただければと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。なにかご質問やご意見なにかございますか。

…なければ、本件サカキ、シイタケ、キクラゲを農業認定することに農業委員会としては同意することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、サカキ、シイタケ、キクラゲを農業の枠組みに取り入れることを同意することといたしました。

続きまして報告事項に移ってまいります。

報告第3号、前回総会の経過につきましては、配布資料各自ご確認いただければと思います。